備・保全計画 を策定しました。 水周辺環境 継ぐことを基本 財産として保全 万針とする「清 し、次代に引き

を含めて検討を重ねてきました。 検討会を立ち上げ、日常的な維持管理方法 にするという意識を喚起するとともに、 かけがえのない水環境を大切

民や有識者による美郷町清水周辺環境整備 んできた貴重な財産です。 として地域の生活を支えているだけではな 保全や整備について検証するため、地域住 町内に数多く存在する清水は、 町では、これまで行ってきた清水の環境 涼を求めて町内外から観光客が訪れる 美郷町の文化、 経済などを育

清水周辺環境

- 保全活動を推進する上で必要な清 水および周辺環境の整備を実施
- 実施主体は町
- 清水が持つ機能に合わせ、地区ご とに年度計画を定めて実施

- 「清水は地域のかけがえのない財 産」という認識のもと、町で水環 境保全の方策を策定
- 実施主体は地域住民
- 地域住民による永続的な管理が可 能となるよう保全体制を確立

整備計画

(1)水資源の調査

水源や水脈に関する調査を実施し、現状を把握しま す。さらに、その結果を有効な涵養方法(場所、時期、 数量等) に活かします。

(2)清水の活用

①生活の場としての清水

・清水の湧出量(水位)を観測できる器具を設置し、 その変化を観測しながら清水の現状や水の大切さ、 さらに、日常使用している地下水と清水が同一であ ることを認識できるようにします。

②学習の場としての清水

・水生生物が生息する清水を保全し、児童生徒等が観 察できる環境を維持するための整備を行います。

③憩いの場としての清水

・植栽や休憩のための設備等、癒しの効果が期待でき るよう整備を行います。

4 観光資源としての清水

- ・清水の親水箇所を整備し、これまで以上に水環境の 素晴らしさを感じてもらえるものとします。
- ・従前の散策コースに今後整備する清水を加えて見直 しを図り、観光資源に厚みを持たせます。
- ・観光客が、清水と町内の観光施設等を相互に足を運 ぶことができるよう案内を強化し、必要な情報を発 信します。

(3)水源涵養林の整備

水源涵養の機能を有する森林の保全に努め、 その効果を維持できるよう植樹や間伐、 下刈り等を実施します。

保全計画

町では、保全活動の主体を地域住民等へ移行することを前提に、その基盤整備を 推進します。

(1)住民意識の向上

現状では、地域において「清水を自分たちで守る」という意識が希薄化している 上、日常的に使用している地下水と清水が同一の資源であるという認識も不足して います。改善に向けて、幼少期や少年期から清水に触れる機会を創出するとともに、 親世代を含め、清水の清掃活動等を通じて「清水は地域で守る」という意識付けを 図ります。

(2)維持管理の方針

清水にはさまざまな側面があります。清水を次のとおり分類し、町はそれぞれに 適した維持管理の方針を定めて、保全活動を行う団体等に示します。

分 類	維持管理の方針	
生活の場としての清水	生活に密着した地域の財産であることを認識し、保全意識を次 代へとつなげるため、日常的な清掃活動を行います。 ◇主たる活動主体=行政区・町内会、子ども会、老人クラブ等	
学習の場としての清水	イバラトミヨ等の水生生物が生息しやすい環境を維持するため の清掃等を施し、生態系を守り良好な環境の保全を図ります。 ◇主たる活動主体=学校、子ども会、ボランティア団体等	
憩いの場としての清水	訪れる人が清水に癒され、ゆっくりと時間を過ごせるよう、植 栽や休憩場所、散策コース等の美化活動を行います。 ◇主たる活動主体=行政区・町内会、老人クラブ等	
観光資源としての清水	訪れる人が清水の魅力を満喫し、また訪れたいと思うことを目指し、清水や周辺の安全・景観の維持を図ります。 ◇主たる活動主体=観光協会、企業、ボランティア団体等	

(3)保全活動に対する支援

町では、保全活動を行う団体等への支援を行うほか、自主的な活 動を奨励するためにモデル地区やモデル事業を設定し、次に掲げる ような取り組みに対し支援を行います。

- [例] ・地域住民による日常的な清水清掃活動
 - ・親子そろって水に触れることのできるイベントの企画、実施
 - ・子どもたちによる水位の計測や水生生物の観察記録の実施
 - ・清水周辺清掃コンテストの開催



掲載している内容は 一部抜粋しています。 町ホームページに全 文を掲載しています のでご覧ください。



